

高齢化社会と成年後見制度

—家庭裁判所調査官の実務的視点からの問題—

井村 たかね

はじめに

新しい成年後見制度は、平成12年4月(2000年4月)から施行されているが、この制度は精神障害者、知的障害者、痴呆などの精神上障害があり、判断能力が不十分であるために契約締結等の法律行為における意思決定が困難な者について、その判断能力を補い、権利と財産を保護する制度である。平成12年4月以前の民法上の制度としては、「禁治産宣告」と、「準禁治産宣告」があり、その制度においても精神障害等がある者に、後見人や保佐人が指定されて、当該の者の身上監護と財産管理が行われ、精神障害等があるものが不利益に遭遇しないように保護されるという制度であった。しかし、新しい成年後見制度は、高齢化社会を一歩先に睨んだより福祉的なものであり、適用範囲の広いもので、欧米諸国の先例を参考にして作られたが日本独自の制度である。新しい制度のもとでは、本人の意思が尊重されること、本人の自己決定が尊重されること、ノーマライゼーション等の現代的な理念を配慮しつつ、これらの現代的な理念と、従来の本人保護の理念との調和をはかりながら、できるだけ利用しやすい制度を目指したものである。この制度の趣旨は高邁なものであるが、動き出してから1~2年間は実際の運用の上で様々な困難があった。それに関する調査を家裁調査官として2004年まで担当してきた筆者としても、実務上は不都合な面を多く感じつつ、調査を遂行してきた経験がある。

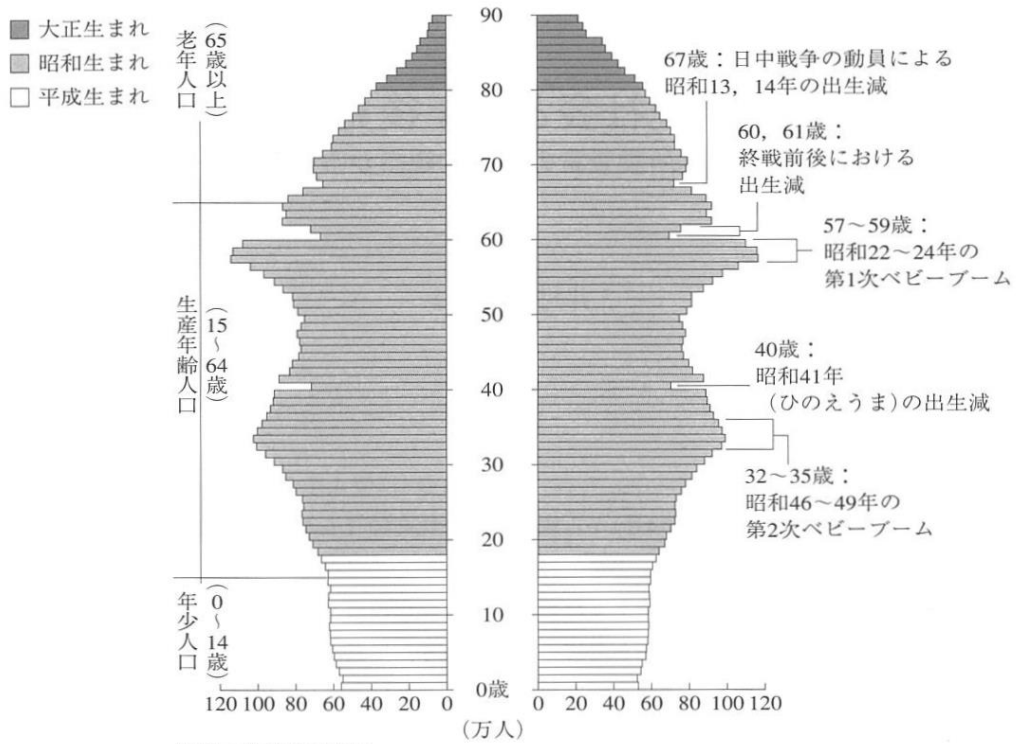
近年、日本社会において人口の高齢化現象が急速に進行しつつある。(図1参照)

2006年10月現在の我が国の人口ピラミッドを見ると、年少人口(0歳~14歳)は、13.6%、生産年齢人口(15歳~64歳)が、65.5%である。老年人口(65歳以上)の比率は、20.8%である。これは、2005年に比べて、0.7%の増加である。(更に、2006年から2007年9月にかけての人口の増加は、87万人である。)2007年の人口統計では、高齢化比率が21%を超えると予想されており、我が国は国連の定める「超高齢

化社会」に突入することになる。そのような状況の下で、痴呆性高齢者もかなりの比率で増加しつつある。その流れのなかで自己決定権の尊重や、ノーマライゼーションといった理念の普及もあって、障害者福祉のあり方も変化しつつあり、措置から契約へという転換がはかられるようになってきている。2003年4月には、知的障害者に対する行政措置が「支援費制度」に切りかえられ、これに伴って、施設への入所契約等の必要上から障害者を対象とする成年後見人等の選任を求める申し立てが増加することが見込まれてきたため、家裁に申し立てられる成年後見事件は増加の一途である。家裁の側では成年後見制度をめぐる調査や審理の効率化を急いでおり、次第に家裁における調査と審理の適正化と迅速化が進行しているが、それにもかかわらず対応に苦慮する程の増加件数になっているのが現状である。(図2参照)

1 成年後見制度の概略

新しい成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度という大きな二つの制度からなっている。法定後見制度は、家庭裁判所の実務において頻度が多く現われるものであるが、後者の任意後見制度に関しては、全国の家裁で年間約250~300件が関与される程度である。その理由は、任意後見制度というのは、本人があらかじめ任意後見人(後見事務をする人)に対して、精神上的障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護、および財産管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約で、具体的には、後見事務の内容と任意後見人を自らの契約によって決めておくものである。この契約は、委任者の判断能力が保たれているうちに決定され契約が行われ、しばらくして委任者の判断能力が減退したとみられる時点において、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行い、これが選任されることによって発効するものであるからである。任意後見人との契約についての法律相



資料：総務省統計局
 注：90歳以上人口については、省略した。

図1 わが国の人口ピラミッド(2006年10月1日現在)

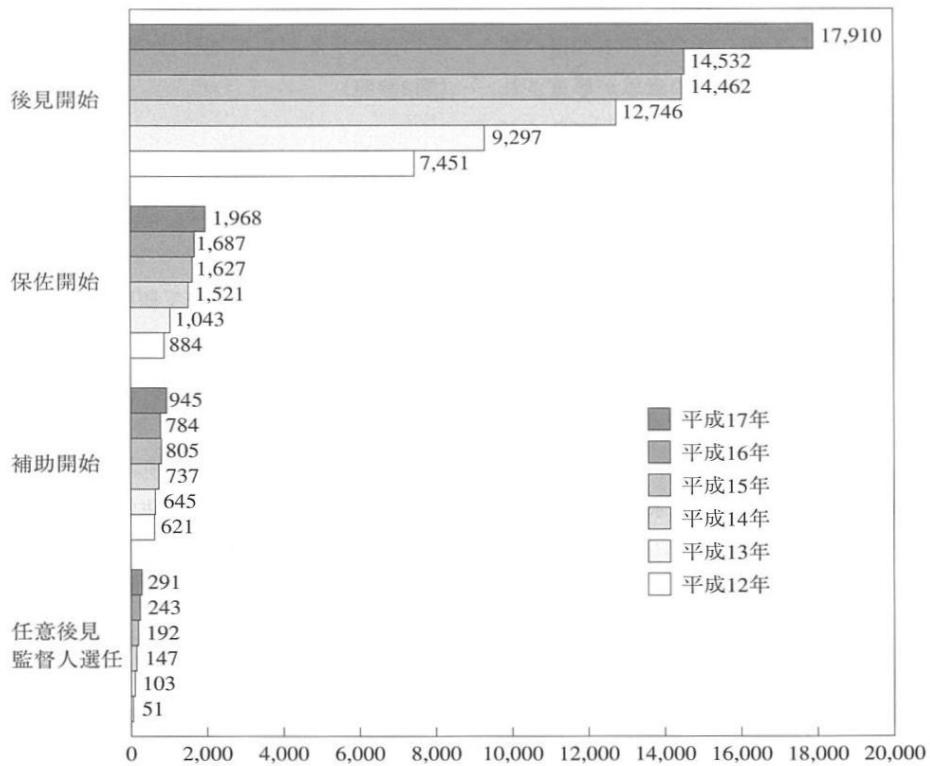
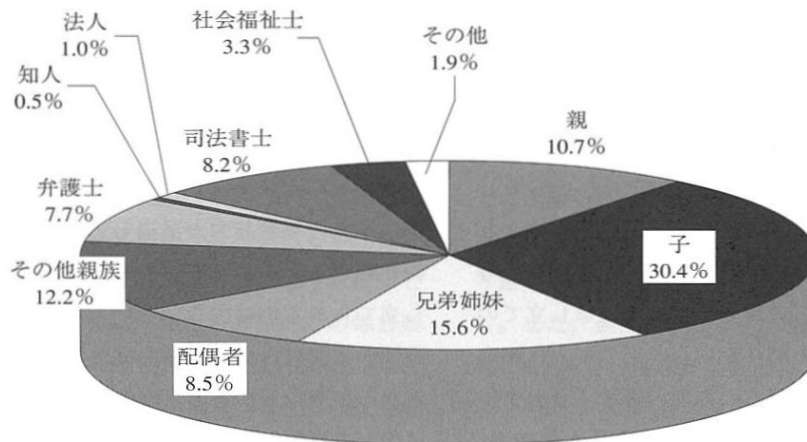


図2 成年後見関係事件申立件数表



(注)後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終局したものを対象とした。

図3 成年後見人等と本人の関係別割合

談やガイダンスは、裁判所以外の相談機関によって取り組まれている場合が多いと推察される。(中山, 2006年)

一方、法定後見制度に関しては、旧制度では「禁治産宣告」と「準禁治産宣告」といわれていた制度を、より柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度に作り変えたものである。この制度においては、旧制度のように2類型ではなく、「後見類型」「保佐類型」「補助類型」という3類型を設けている。このうち、後見類型は、旧制度における禁治産に相当する状態で、即ち、心身喪失状態にあるものを指す。(即ち、事理弁識能力の乏しいもの、自己決定が不可能なもの、統合失調症であれば程度の重いものなどである。)保佐類型は、旧制度における準禁治産にあたる状態であり、禁治産ほど重症ではないが心身耗弱状態にあると思われるものである。しかし、旧制度においては、準禁治産に「浪費者」も含まれていたが、新制度における保佐類型に「浪費者」は含まれていない。ただし、この類型に属するものは、社会生活を送っている中で悪意の第三者による詐欺などの被害を受けやすく、結果としては浪費になってしまうような買い物や契約をしてしまうこともある。補助類型は、旧制度にはなかったもので、判断能力の低下が軽度な者を対象としている。部分的な補助をするとして、ごく限定的な援助が必要なものと看做されるグループが対象である。

法定後見によって、本人の援助を開始するためには、家庭裁判所で、その開始の審判(後見開始、保佐開始、補助開始の審判)をする必要があり、その際には合わせて本人を保護する役割を果たす者(成年後見人、保佐人、補助人)が選任されることになる。

(図3参照)

では、そのような手続きで選任される成年後見人、成年

保佐人等(以降は、成年人後見人等とする)は、本人にとってはどのような身分関係のあるものが就任するかについては、以下のごとくである。子がなる場合は、30.4%。兄弟姉妹の場合は、15.6%、配偶者の場合は、8.5%、親の場合は、10.7%である。その他には、兄弟や子または親以外の親族が、12.2%であり、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、法人、知人などがある。旧制度における禁治産、準禁治産の場合には、後見人と保佐人に選任されるものは第一順位として事件本人の配偶者が圧倒的多数だった時代と、この点において違った様相を見せている。現代における家族関係のあり方の変化が背景にあることも推測もできるが、権利関係がより複雑化している社会状況であるという問題も考慮されねばならない。

2 家庭裁判所における成年後見制度事件の審理手続きについて

家庭裁判所に申し立てをされた成年後見事件の受理方法は、まず、申立人(本人の精神能力が低い場合には、身近な親族や、委任を受けた弁護士等や市長村長の場合もある)が事件受付係に本件の申し立て書類を出し、それが受理された段階で、担当裁判官から調査官に対して調査命令が出る。その後、その記録(申し立て書や診断書などの文書)が調査官室に下命されて、それぞれの家裁調査官に分配されることで調査担当者が決定することになるのが、通常のやり方である。成年後見事件について家裁が行う業務は、基本的には、後見類型や保佐類型などの精神能力が衰退したものに、後見人、保佐人及び補助人を選任し、任意後見契約を発効させるためには任意後見監督人を選任するという作業が第一にある。第二には、後見人等を選任し

た事件について、審判後に時期をみて職権で後見監督(後見人の任務の果たし方を監督すること)を行う作業である。第二も重要な業務であるが、中心は第一の業務である。家裁の裁判官は、基本的には調査官の調査結果と精神鑑定の結果(主治医や鑑定医が事件本人の精神鑑定を作成する。)を踏まえて、審判によって本人の後見等を開始すべきかどうかを決定し、開始する場合には最も適任である後見人等を選任する。従って、調査官の調査の目的は、申し立ての実情を把握し、本人の状況を明らかにした上で本人に相応しい後見人を検討してから裁判官の審理に資する資料を提出することにある。具体的には、申立人、後見人候補者、事件本人、その他の関係者に対して、必要に応じて面接して聴取することや書面照会等を行い、得られた情報を調査報告書として取りまとめ、裁判官に提出する。重要な調査項目としては、申し立ての実情、本人の状況、後見人候補者、関係者の意向等があげられる。

(1)申し立ての実情

新成年後見制度における法定後見開始の審判の申立権は、本人やその親族(配偶者および四親等内の親族)等に与えられているほか、痴呆性高齢者、知的障害者および精神障害者についてその福祉をはかるため特に必要があると認める時には、市町村長(特別区の区長も含む)も、法定後見開始の審判の申し立てをすることが可能である。また、任意後見監督人選任審判の申立権は、本人、配偶者、四親等内の親族および任意後見受任者(任意後見監督人選任前における任意後見契約の受任者)に付与されている。実情においては、成年後見関係事件は、本人の親族が申し立てた事案がほとんどであり、ほぼ以下のような割合である。事件本人の子どもが約37%、兄弟姉妹が19%、本人の配偶者が約14%、本人の親が約11%となっているが、市町村長の申し立ても約1.9%あり、その割合は、年々増加している。以上は平成14年度最高裁判所資料によるものであるが(岩瀬, 2003)、この背景には厚生労働省が介護保険サービスの利用等の観点から、市町村長が行う成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動の実施、成年後見制度の利用にかかる経費(成年後見制度の申し立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部)に対する助成について補助を行う「成年後見制度利用支援事業」が、平成13年度から開始されたことなどを受け、市長村の成年後見制度利用に向けての取り組みが進行していることがあるものと思われる。具体的な申し立て動機をあげると、家の改築や建て直し、相続放棄や遺産分割協議、入院費用等の捻出のための財産処分、保険給付金需給手続き、不動産売買や賃貸借契約更新、金融機関との取引、施設との入所契約手続、

訪問販売やキャッチセールスから本人を保護するため等であった。これらの申立動機からも分かるように、成年後見関係事件は、解決すべき課題に直面して早急に何らかの法的行為を行う必要性に迫られて、申し立てられているものがほとんどである。当面は特段の必要性はないものの、既に本人の判断能力が減退してしまっていて、任意後見契約を結ぶことができないからとの理由で、後見開始等が申し立てられる例は少ないといえる。それを裏側から言えば、当面の必要性を欠いた申し立ての背景には、関係者間で何かの策謀などがあると推測することも、事件本人の保護に繋がる対処としては重要であると考えられる。

(2)本人調査

本人調査の主要な項目としては、本人の陳述聴取、本人の財産状況の把握および本人の心身状況の調査があげられる。

①本人の陳述聴取

新しい成年後見制度においては、家庭裁判所は、後見開始の審判等をするには、本人の陳述を聴かねばならないとされた。(家事審判規則25条, 30条の2, 30条の10)

この制度は、本人が不利益を受けないためという保護の方向性を持つものではあるが、一方では、本人の法律行為能力を制限するものであるから、本人に制度の意味や効果について理解してもらうようにつとめ、更にそれに対する意見や希望等の陳述の機会を設けることは、本人の自己決定を尊重するという制度の趣旨からも当然である。このことは、後見開始よりも更に精神能力が保たれている保佐開始や、補助開始の場合には、より重要なこととなる。しかし、その陳述聴取に関しては、技術が必要であることは言うまでもない。ここは家裁調査官が臨床家として、その技能を使う部分であるとも言える。初回面接は全てのケースにおいて何が出てくるかわからないという冒険的な部分がある。まず、申立書を読んでそこに添付された主治医の診断書などを参考にしつつ、申立人に会ってその内容の確認をしてから、事件本人に関してのイメージを持つ。その後、事件本人の居所(病院に入院中もあれば、在宅もある。また、老人ホームに入所している場合の多い。)に連絡し、現在身上監護している担当者の都合により出張の日時を決めて出張するケースが多い。家裁に付き添える親族などと一緒に出頭できる者もいるが、その割合は少ない。多くの場合に、老人ホームや精神病院は交通不便な場所であり、ようやく出張先に到着してから、多忙な身辺監護の担当者より手短な話を聞き、事件本人と向かい合い、家裁調査官としての自己紹介をしてから、「成年後見制度とは」と説明する。これは形式的な手続きではあるが、法律上は導入部分に不

可欠な手続きとされる。大部分は、怪訝な顔つきをしながら我々を見ている。聞いているというよりは、見ている。中には植物状態で、見ることも聞くこともできない状態の被調査者すらいる。その場合には、手続きの説明は省略せざるをえない。これは前もって予想されたことであるから、そこからが調査官らしさを発揮するところであるが、再度同じ内容について言葉を変えて説明してみても、2回目はどうかと観察してみることに、別の角度から施設内での毎日の生活について聞いてみることに、身近な話題(気温や天候、または季節の行事、服装、態度などを取り上げる等)を使うことを幾つか組み合わせ用いていながら事件本人の反応を捕らえていく。沈黙をし続ける事件本人も勿論いるが、時に斬新な質問を投げてハッと表情が変わるのを観察する手段もある。しかし、この作業は長いことは高齢または病弱である者にとっては負担になるので30分前後とする。やはり申立人の陳述と診断書の内容からあらかじめ立てていた見立て通りであったか、または、それよりはもっと軽症であるか重症であるかについて、調査官の所見を頭に描きつつ、主治医がその日に勤務して面接できる場合にはたとえ待たされても粘り強く待って、主治医と意見交換してくるという心意気が必要である。

②本人の財産状況の把握

本人の財産状況(資産、収入および支出ならびに管理状況)の把握は、この種の調査においては不可欠である。第一に、本人の財産の規模や、その性質と管理状況の把握は、内容に応じた適切な後見人の選任にとって重要である。具体的には、本人の不動産や動産、収入および支出について申立人から財産目録および疎明資料の提出を求めることが多いが、親族間に本人の財産を巡っての争いが生じている場合には、なかなか資料を十分には入手できない場合もあり、そのために調査が難航することもある。従って、関係者が提出可能な資料の他に、公的機関や協力的な民間機関からの照会と援助依頼の回答などによって不明の部分を補完していく必要が発生することがある。

③本人の心身状況についての把握と精神鑑定

上記①でも書いたところであるが、調査官が直接に本人に出会うということの他に、この部分は、主治医の見解を聴くことが必須である。後見開始と保佐開始には、精神鑑定が必要で、補助開始の場合には担当医の診断書で足りるとされている。後見開始と保佐開始の際に、主治医が「精神鑑定」を引き受けることを了承すれば、鑑定の依頼を申立人側から出させて、その結果を審判の資料にすることになる。しかし、医療現場の多忙さを背景として、主治医が「精神鑑定」を引き受けない場合には、鑑定医を探す作業が

伴ってくる。成年後見の場合の精神鑑定に関しては、これまでの刑事事件に関わるような精神鑑定とは異なり、かなり簡便な方法で費用も10万円以内で抑えられることが多く、その旨を告げて、家庭裁判所で作成した鑑定医のリストに掲載されている範囲からの鑑定担当者にあたることになる。この場合に、必ずしも精神科医と限らないことがより鑑定医を探すことに労力を費やさない方向になってはいる。また、最高裁判所が、医師関係団体の協力のもとに作成した「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引き」と、「新しい成年後見制度における診断書作成の手引き」を配布して、医師関係団体に対して制度の運用上での連携を依頼している。しかし、医療現場の多忙さ故、精神鑑定を拒む医師もおられる。当該の本人の病状で比較的頻度の多いものは、脳血管性痴呆、老年性痴呆、アルツハイマー型痴呆などで、その他は、精神疾患(統合失調症、躁うつ病等で高齢でないものも含む)、精神発達遅滞、頭部外傷、パーキンソン病などである。

(3)後見人的確の調査

後見人の職務は、身上監護と財産管理という二本柱があるが、先程から書いているように、何らかの法律的行为が当面問題になった場合に申し立てをされることが主である。即ち、身上監護という面は事実行為であるが、むしろ法律上の行為や意思決定に関して本人の権利擁護と保護のために、財産管理や処分に関して代理しあるいは同意権を行使することが重要な任務である。従って、そのような任務に耐える社会性や能力を有し、かつ人格的にも能力の十分でないものを裏切らない誠実さを持つものが適格者とされる。このような役割を担う者を、親族関係のある者から選任することが可能でない場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士や、法人などの第三者を選任する場合もあるが、全て家裁の審判を経てなされなければならない。調査対象としては様々な場合があるが、必要最小限としては、本人と相続関係のあるものは、面接または文書照会によって、どの人が事件本人の後見人として適任と思うかなどの意見を聴取することは欠かせない。候補者が挙がってきたら、その対象者の背景を調査し、候補者と本人との日頃からの人間関係や、後見人候補者の家族関係と資産状況の概要も把握しておく方向性が必要であり、そのような調査を拒否している後見人候補者であれば、その拒む理由も明らかにしつつ、後見人候補者の隠された意図を探るのも、家裁調査官らしい表面的に流されない調査を進行させる上での重要な作業である。

(4)後見監督

このように周到な調査と審判を経て選任された後見人

も、実際にその業務を開始すると、意外に煩雑な事務手続きに遭遇すること、周囲の親族からの対立や干渉があるなどの困難な場面に遭遇することがある。また、人間は他人の巨額な富を目前にした場合にそれを管理することが任されると自分自身をコントロールすることが問題になるが、それが可能である者と可能でない者がいる。そのようなことから発生する困難さから、家庭裁判所の実務で多々みられてきた困惑するような事案が過去に見られたが、そのような経緯があるからこそ後見人に選任されて以降も裁判所の監督が必要であると考えられている。なお、事情が複雑な事案やきめ細かい助言が必要な事例については、後見監督人を選任することも多くなっている。

3 今後の課題

(1) 家裁の実務からは、成年後見の問題で今後の課題となるものは多いが、後見人候補者の確保の問題、後見人選任費用の問題と後見人の報酬の問題、更に鑑定医の確保と精神鑑定書の迅速な作成の問題等があると言われている。

また、任意後見人に関しては、家裁の実務から全貌を把握することはできないが、任意後見人に委任された委任契約の時点から、財産管理契約をする場合があり、任意後見人に選任される以前から財産管理人としての職権を濫用する事例などもマスコミや書物などで見聞する場合があるので、なお運用上の問題は大きいと思われる。(中山, 2006)

(2) 2000年4月に、介護保険法と同時に成年後見制度が誕生したが、介護保険法が「介護の社会化」と呼ばれているのに対して、成年後見制度は、意思が本人によって表明されなくなった場合の「代行決定のルール化、社会化」といえる。自己決定を基盤とした画期的な福祉制度への転換を補完する意味で、成年後見制度は「福祉の制度」でもある。要支援者の権利擁護を図りながら措置制度下ではみられなかった「契約」という法律行為を考え支えていくうえで、福祉関係者にとって成年後見制度は避けては通れないものになっている。放置していれば孤立化する高齢者は地域で抱え、地域活動の中での豊かなエイジングを目指すとともに、一方でその人なりの人生を全うするためには、高齢者の人権擁護と財産保護の問題も不可欠である。介護保険との二本柱ともいえるべき、成年後見制度を、家裁関係者以外の一般の方々詳しく知り、将来的に自分の財産を安全に維持して

いく方策や、犯罪の被害等に遭わないような対処を考える機会を増やすことが、安心して高齢化社会を生き抜くためには必要である。筆者は、後見人選任等の事例に関しては旧制度の時代から新しい制度の時代を通じて家裁調査官として調査活動を行ってきた経験があるが、新しい制度になってからの調査活動の中で、より「老年臨床という面」を考えるようになった。また、その背景に家族病理も垣間見る機会も多かった。当該の高齢者(本人)の親族や利害関係人の間での駆け引きを鳥瞰図のように見通す機会もあり、成年後見人の選任が、即ち相続の前哨戦であると考えている人々も見てきた。本論では、実際のケースを引用しての説明はしなかったが、多くの困難ケースにおいて共通した印象は、「老いの臨床」の中で問題となることは、その本人が成人期から自分で築いた家族に対してどれだけ誠心誠意に関わってきたかの成果が周囲の人々から返ってくる事態になるということである。それを果たさなかった者に関しては、適正な第三者が家裁の調査と審判を通じて検討された結果選任されるということになる。本人にとって適正な後見人候補者を親族から得るためには、次世代の教育はこの点からも重要な課題であることが考察される。本来の意味での本人の福祉と権利擁護に合致した判断により、悪意の後見人候補者を排斥し、誠真誠意の後見人が確実に選任されるような配慮や工夫、さらに専門的な知識と技能が開発されていくことが今後の課題になると考えられる。

引用文献

- 1 上里一郎, 野村豊子 2006 「高齢者の生きる場を求めて」ゆまに書房
- 2 池田恵利子 2007 「高齢者自立支援としての後見実践」老年精神医学雑誌18巻4号, pp. 396~400
- 3 岩瀬純一 2003 「成年後見制度と家庭裁判所の審理」老年精神医学雑誌14巻10号, pp. 1221~1227
- 4 神田橋條治 1994 「精神科診断面接のコツ」岩崎学術出版社
- 5 中山二基子 2006 「『老いじたく』成年後見制度と遺言」文春新書 p. 431
- 6 前澤智恵子 1992 「高年期の離婚」老年精神医学雑誌 3巻2号, pp. 150~155
- 7 最高裁判所事務総局家庭局 2007 「家裁月報」59巻1号, pp. 227~239
- 8 谷口幸一, 佐藤真一 2007 「エイジング心理学—老いについての理解と支援」北大路出版
- 9 山門 優 2003 「新成年後見制度の運用と実情」老年精神医学雑誌 14巻10号, pp. 1209~1241